

【令和6年7月発行】

民生委員・児童委員のしおり



横浜市版民生委員・児童委員キャラクター
「よこはまミンジー」

民生委員・児童委員候補者をご推薦いただき、
自治会町内会長等 地域の皆さまへ

令和7年12月1日付けで「民生委員の一斉改選」が行われます。
また、欠員地区については毎年、7月1日付け、12月1日付けで
「民生委員の欠員補充」が行われます。

今回、南区民生委員児童委員協議会では、候補者をご推薦していただく自治会町内会長、地区推薦準備会推薦人の皆さまに実際の「民生委員の活動内容」や「民生委員の思い」などを知っていただきたく、この「しおり」を作成することといたしました。

次の民生委員の「担い手の発掘」の一助になりますよう、参考にさせていただければ幸いです。

【南区民生委員児童委員協議会】

目 次

【お知らせ編】

- 1 候補者への呼びかけ方の紹介 1 ページ

【資料編】

- 2 民生委員・児童委員（主任児童委員）とは 4 ページ

- 3 民生委員・児童委員（主任児童委員）の活動紹介 6 ページ

- 4 社会福祉協議会の紹介 8 ページ

- 5 地区社会福祉協議会とは 10 ページ

- 6 横浜市民生委員児童委員協議会について 11 ページ

【番外編】

- 7 民生委員を退任して思うこと 13 ページ

- 8 民生委員川柳 17 ページ

【お知らせ編】



自治会町内会長より、こんな風にお声がけをいただき、安心してお受けできました。

1 候補者への呼びかけ方（お受けした気持ち）の紹介

（1）民生委員を受けるとき、どのような声掛けがありましたか？

【自治会町内会長より】

- ・町内会長から全面的に協力すると電話がありました。
- ・前任者が定年になる為、3年前から必死に頼まれて、あまりの熱意に負けました。
- ・周りの人への声掛けや挨拶する姿をみて適任なので是非受けてほしいと依頼がありました。
- ・町内会長から何回かにわたって依頼があり、前任者からもお話を伺いました。
- ・町内会長、副会長から熱心に依頼がありました。
- ・町会長から頼まれ、民生委員・児童委員の役割について説明を受けました。
- ・当時の町内会長より再三にわたり依頼されました。
- ・町内会長、他の民生委員から説得されました。
- ・町内会役員から依頼がありました。断り続けましたが、その後も熱心に頼まれたので。

【前任者より】

- ・前任者から、3～4年間にわたり、何度も何度も熱心に依頼がありました。
- ・民生委員を経験した方から「やりがいがあり、やって良かった」と言われました。
- ・前任者から頼まれ、町内会長からも頼まれました。

【その他】

- ・町内会の知り合いから声をかけられ頼まれました。
- ・民生委員の方にお会いした時、何気なく「やってみない？」と言われました。
- ・知り合いから「人生観が変わるよ！」と言われました。
- ・（小・中学生の子ども同士のママ友からの誘いがあった。）誘ってくれた方とであればと引き受けました。
- ・青少年指導員をやっていたので、その流れで引き受けました。



地域のことや地域の方を知りたい、
地域のお役に立ちたいと思い、お引き受けしました。

(2) どのような気持ちで民生委員を受けましたか？

- ・すべての活動内容についてわかりやすい説明を受け納得しました。
- ・以前、福祉関係の仕事をしており民生委員に興味があり受けました。
- ・当時はサラリーマンだったが適任者がいないのならやるしかないなと思いました。
(私が最適とは思わなかったが…)
- ・前任者が定年で辞めるため私に色々教えてくれました。
- ・もと社会科の教員でしたので、広い意味で社会に貢献していこうと思いました。
- ・ボランティア活動の参加と町内を知るために受けました。
- ・福祉関係の仕事に従事していましたので、今後は地域に貢献したいと思っていました。
- ・ボランティアを学びたいと思っていました。不安でしたが「何かあるごとに聞いてください、相談にのります」との会話で思い切って引き受けました。
- ・町内会との関わりがなかったので、この機会に関係を持ちたいと思い引き受けました。
- ・どういう活動をすればいいのかわかりませんでした。都度教えてくださるとのことだったので引き受けました。
- ・地域の役に立ちたいと思いました。
- ・仲良しの民生委員が一生懸命活動している姿を見ていたので、自分でも力になれることがあればと思い引き受けました。
- ・営業職で顧客訪問をしていたのですが、コロナウイルスの流行により面会がままならない時期があり、面会制限等が徐々に解除される中で、お客様も年配の方は家に閉じこもりがちで認識・判断力の低下を感じることがありました。身内や近い人には言えない悩みも民生委員なら区や包括につなげることも出来、一人もとりこぼさない地域になるようお役に立てたらと思い引き受けました。
- ・仲良しの民生委員が一生懸命活動している姿を見ていたので、自分でも力になれることがあればと思い引き受けました。
- ・自分の仕事の方もそんなに忙しくなくなってきたのと、自分の地域の事・人たちをもっと知ろうと思ったから。
- ・前任者が二人ともに定年退職の為、一緒にしようとする人がお友達で誘われました。民生委員の仕事にも興味があり、自分の視野が広がると思い決心しました。
- ・前は民生をあまり長く務めるも代わりの人がいるときに退任したほうが良いと思い退任しましたが、また声をかけられてお役に立てるならと（必要にされている）引き受けました。
- ・以前、介護ディサービスで仕事をしていたこともあり、高齢者との交流も多少慣れもあり、困りごととかの相談等を受けておりました。そんなことで民生・児童委員に興味があったので委員を受けようと思いました。
- ・退職後町内会役員となったが、長年仕事をしていたため町内・町内会のことを知らなかったのがオファーは勉強になると思った。若い時から人に興味があり役に立ちたいと思った。
- ・民生委員の役割を誰かがやらなくてはいけないことと思った。住んでいる町で困っている人がいれば、できるかぎりのサポートをしたいと思った。自分のできる範囲で「恩返し」したいと思った。

民生委員の役割や活動内容を、もっと詳しくお聞きしたかったです。
今後は、安心してお受けできるように、ご説明をお願いします。



(3) 説明された内容と違っていました？ちょっと強引でした。

- ・断りきれなくて引き受けました。
- ・仕事内容を尋ねると「毎月決まった方の安否訪問をするだけです」とのことでした。毎月定例会があることも、社協の行事のことも何も聞いていませんでした。安否訪問するだけでしたらこちらの都合で何えばいいのですねということでその場で受けました。前任者との引き継ぎをしてビックリ、仕事がわさわさ出てきました。時間をかけて話を聞かなかった、安易に受けた私も悪いのですが、「騙された」という気持ちのほうが大きいです。仕事もしており、こちらの時間の都合で良いのであれば、すこしでもお手伝いできればと思ったのですが、開けてびっくりです。
- ・引き受けてから思っていた以上に活動がありとまどいました。
(見守りだけぐらいしか認識がなかったので)
- ・前任者の男の方が民生委員を定年で辞めるため私に色々教えてくれました。その方が良い方だったのでしょうがなく引き受けました。
- ・仕事内容を尋ねると「毎月の安否確認の訪問をするだけ」と言われましたが、毎月定例会や社協の行事などあり「騙された」という気持ちです。
- ・活動内容を聞いたら「一人暮らしの方の訪問だけ」と言われましたが、それだけじゃないと分かりました。
- ・今は後悔しています。私には荷が重すぎます。
- ・「引き受けてくれる人がいないので、断られると困る」と言われ断りにくく感じました。
- ・声をかけてくれた方がとても頼れる方だったので、一緒に教えてもらいながらやればなんとかなるかなーと思い引き受けました。でも一番の理由は「断れなかった」です。

【資料編】

民生委員の身分や役割、選出方法、福利厚生をご紹介します。



2 民生委員・児童委員（主任児童委員）とは

（1）民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされています。（民生委員法第1条）

自治会町内会等、地域の実情に通じ、地域住民の福祉等に関係ある方の代表者で構成される地区推薦準備会で選出され、3年の任期で、厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

また、民生委員は、児童福祉法により児童委員に充てられています。このように民生委員・児童委員は民間人として、公的な職務の一端を担うことになるため、活動を行う上では「相手方の人格を尊重した相談を行うこと」「**相談者の秘密を守ること**」などが義務付けられています。

（2）主任児童委員とは

主任児童委員は、平成6年1月1日から新たに発足した制度で、児童福祉に関する事項を専門的に担当するため、状況に応じて各地区民生委員児童委員協議会に2人～3人置かれ、地区担当民生委員・児童委員と協力しながら児童の個別支援活動を展開します。身分の取り扱いなどの基本的な制度については、民生委員・児童委員と同様です。

（3）選出方法

地域（民生委員担当地区）ごとに、地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦します。内申いただいた候補者は、横浜市民生委員推薦会での審議、横浜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会での審査後、厚生労働大臣から委嘱されます。

<南区内の民生委員・児童委員の充足状況（令和6年7月1日現在）>

	定数	現員数	欠員数	充足率
民生委員・児童委員	247	226	21	91.50%
主任児童委員	33	32	1	96.97%
（全体）	280	258	22	92.14%

南区では、民生委員・児童委員が**22人も欠員（定員280人）**となっています。

(4) 福利厚生

ア 公務災害制度

民生委員は、**非常勤の特別職地方公務員**であるため、民生委員活動における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、公務災害として地方公務員災害補償法による補償制度の適用があります。

イ 活動保険

全国すべての民生委員を加入者とし、民生委員活動中の万が一の事故等を補償する保険制度が平成26年度に創設されました。

ウ 互助事業

横浜市民生委員児童委員協議会が主体となり、弔慰金、見舞金、退任慰労金等を支給する互助事業を行っています。

全国23万人の民生委員が、**互助の精神**で会費を納め、**けが等**の見舞金や**ご不幸等**の弔慰金を給付しています。

エ 活動費

民生委員は、民生委員法第10条により「給与は支給しない」と明文化されていますが、横浜市では月額5,850円を職務上の報酬ではなく、民生委員活動に伴って必要とされる交通費や連絡費に充てる活動費として支給しています。

3 民生委員・児童委員（主任児童委員）の活動紹介

※民生委員・児童委員（主任児童委員）は、多岐にわたる活動をしています。次の活動の全部をやっているわけではありません。
（参考までに16地区の各活動を列記しています）

（1）民生委員・児童委員（主任児童委員）活動

<民生委員・児童委員>

- ・高齢者等の見守り活動
ご自宅へ訪問したり、町でお会いしたときに声掛けしたりしています
- ・介護保険、生活保護の申請の援助
高齢・障害支援課や地域ケアプラザにおつなぎします。
- ・生活福祉資金貸付などの援助
他からの借入れが困難な低所得世帯等、一時的に必要な資金などを低利又は無利子で貸し付ける制度です。南区社会福祉協議会におつなぎします。
- ・定例会（〇〇地区民生委員児童委員協議会定例会）参加
地区ごとに定例会を開催し、情報交換や情報共有をしています。
- ・研修会参加
専門知識や傾聴など学ぶ機会が多くあります。



<主任児童委員>

- ・学校関係者や南区子ども家庭支援課との連絡調整

子育て支援、児童虐待や引きこもり相談など、関係機関（学校、子ども家庭支援課、児童相談所など）との連絡調整を行います。地区連合単位で配置され、民生委員（児童委員）と連携して活動します。

- ・子ども食堂や学習支援などへの協力



(2) 地域活動と協力（自治会町内会や関係団体）

・自治会町内会定例会等に参加して、地域全体で活動支援が行えるように情報共有しています。（個人情報を守られます）

・地域によっては、ほかのボランティアと一緒に小学生の登下校の見守りなどを実施しています。

・地域によっては、お祭りや各種町内行事に参加して、民生委員活動をPRしています。



<民生委員活動ではないこと、できないこと（例）>

・身の回りの世話をしてほしい
（ホームヘルパーを利用したい）
（介護保険申請のため、南区高齢・障害支援課、地域ケアプラザにおつなぎすることはできます。）



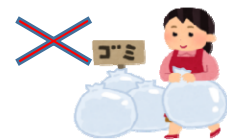
・ご近所トラブルの対応
（異常な子供の泣き声、認知症によりごみの分別ができない等、福祉的な相談に限りお受けできる場合があります。）

・金銭を貸すことや銀行等での預金の払い出しの代行など
（生活にお困りの場合は、南区生活支援課や南区社会福祉協議会におつなぎすることはできます）

・救急車への同乗
（友人、知人として同乗する場合があります）



・ゴミ出しの手伝い
（資源循環局南事務所をご紹介することはできます）



・電球の交換
（地域のボランティアグループなどをご紹介することができる場合があります）

・子どもの預り

・保証人の引き受け

4 社会福祉協議会の紹介

(1) 南区社会福祉協議会（南区社協）について

社会福祉協議会（社協）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない会員組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

南区社協は、南区内の地区社会福祉協議会（地区社協）、自治会町内会、民生委員・児童委員（民生委員）、社会福祉施設・社会福祉法人、行政等の社会福祉関係者が会員となって参加・協力のもと、誰もが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。

(2) 民生委員と社会福祉協議会

社協は、昭和26年に民生委員を母体の一つとして創設されました。社協創設の経緯から 民生委員の皆さまには社協会員（個人）としてご協力をいただいております。また民生委員法14条では、民生委員は社会福祉関係者と密接に連携し、その事業または活動を支援することが規定されています。社協も同じく、社会福祉法に基づき各団体との連携により地域福祉の推進を図る組織であることから、民生委員も社協の会員としてご参画いただいております。

【参考：（抜粋）民生委員制度創設100周年活動強化方策 H29/8 全民児連】

(3) 社会福祉協議会との一層の連携・協働

戦後、民生委員・児童委員と社会福祉協議会（社協）は地域の福祉充実を担う「車の両輪」として、密接な連携のもとで活動してきました。生活福祉資金貸付事業や心配ごと相談事業など民生委員の取組から社協事業に発展したものは少なくありません。現在においても、住民に身近な小地域での見守り活動や各種のサロン活動、さらには災害時要援護者の支援活動など、社協と連携・協働した多くの取組が進められているところであり、こうした社協との連携をさらに進めています。

(4) 区社協の会費について

民生委員の皆さまには、会員としてご参画いただいております。本会の会員規程に基づき会費の納入（民生委員・児童委員：お一人あたり1,000円/年）をご依頼しています。

(5) 区社協からの主な依頼内容について

◆生活福祉資金貸付制度

低所得世帯・障害者世帯等を対象として各種資金を貸し付け、世帯の自立に向けて支援を行う事業です。（高校や大学に通う際の教育支援資金やエアコン購入などの福祉資金など）民生委員の皆さまには、

- ・借入を希望している世帯の生活状況の把握、確認
 - ・民生委員調査書の記入
 - ・貸付後の支援記録作成
- など緩やかな見守り等をお願いしています。

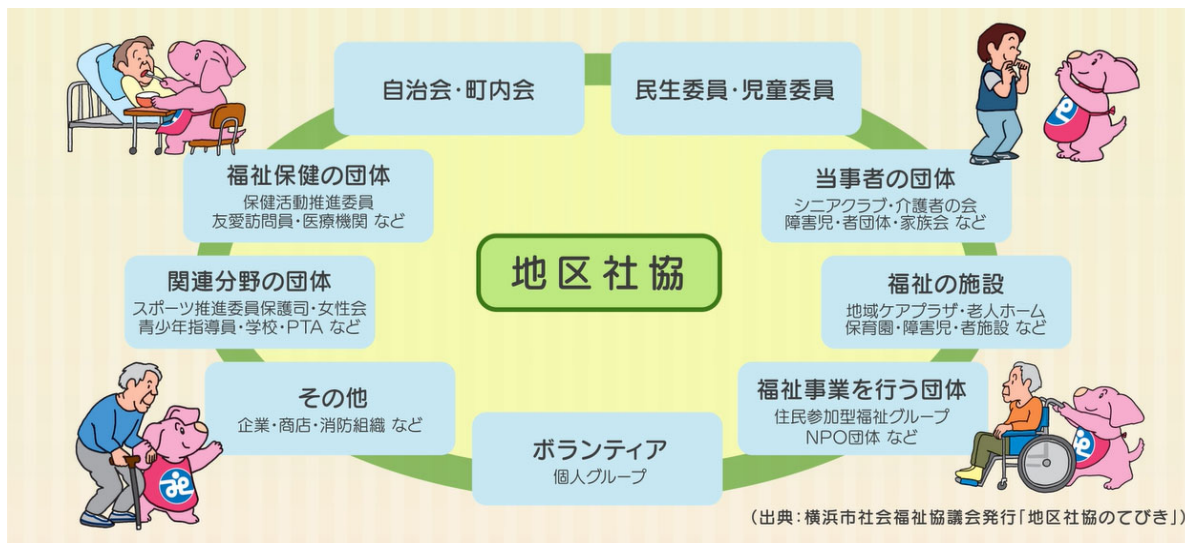
(6) 赤い羽根共同募金（街頭募金）

毎年10月1日からの赤い羽根共同募金運動について、そのスタートとなる各地区での街頭募金活動にもご協力をいただいております。



5 地区社会福祉協議会とは

地区社協は、「自分たち地域は自分たちで良くしていこう」という理念から組織された任意の団体です。（なお、区社会福祉協議会は民間団体です）
地区社協は地域住民や福祉団体、社会福祉施設、民生委員、等の団体がメンバーとなってネットワーク組織として活動しています。
南区には16地区の地区社会福祉協議会があります。活動範囲はおおむね地区連合町内会エリアが基本となっています。



地区社協の目的は「一人ひとりの困りごとを解決できる地域」です。
「一人ひとりの困りごとを解決できる地域」であるためにネットワーク組織を活かして困りごとを見つけ、話し合い解決をしていきます。

Q: 地区社協のメンバーって民生委員が中心なのですか？

A: 地域の最も身近な相談役である民生委員は、地区社協のメンバーであることがほとんどですが、民生委員だけで活動しているわけではありません。民生委員本来の役割は困っている人を「見つけて」「受け止め」「誰かにつなぐ」こと。

つなぐ先に「地区社協」のネットワークが活かされます。個人の困りごとを「みんなの困りごと」として解決するために、地区社協活動は多様な立場の住民が関わり、それぞれの強みを活かすことで、民生委員の活動を支援することもできます。

6 横浜市民生委員児童委員協議会について

横浜市民生委員児童委員協議会は、当該地区の全民生委員・児童委員で組織する地区民生委員児童委員協議会と当該区の全民生委員・児童委員で組織する区民生委員児童委員協議会と、本市の全民生委員・児童委員で組織する横浜市民生委員児童委員協議会の組織があります。横浜市民生委員児童委員協議会は、会員である民生委員・児童委員の会費と横浜市補助金等により運営されています。

(1) 横浜市民生委員児童委員協議会（以下、民児協）の会費について

■横浜市民生委員児童委員協議会会則第20条（経費） 本会の経費は会費、補助金、寄付金、及びその他の収入をもって充てる。

第21条（会費） 会員は毎年別に定めるところにより会費を納めなければならない。

■令和6年度会費「7,500円/年」の内訳について

項 目	金 額	説 明
市民児協（事業費充当分）会費	2,180円	市民児協に加入するための会費（当該団体の活動事業費に充当）
市民児協互助事業会費	1,600円	市民児協会員相互の給付事業（弔慰金、傷病見舞金、退任慰労金等）に充当（保険掛け金に近い性格）
民児協周年事業積立金	100円	周年事業のための積立金
全国民生委員児童委員連合会会費 （民児協の全国版）	700円	全民児連に加入するための会費（当該団体の活動事業費）
全国民生委員児童委員連合会 互助共助会費	1,900円	全民児連会員相互の給付事業（弔慰金、傷病見舞金、退任慰労金等）に充当（保険掛け金に近い性格）
関東ブロック民生委員児童委員 連合協議会会費	20円	関ブロ民児協に加入するための会費（当該団体の活動事業費）
横浜市社会福祉協議会会費	1,000円	横浜市社会福祉協議会に加入するための会費
合 計	7,500円	

(2) 横浜市民児協から区・地区民児協への補助金等については、区・地区民児協の活動にかかっています。

項 目	金 額	説 明
区民児協補助金	200,000円／ 区	区民児協活動経費として補助
	2,250円／人	
地区民児協活動費補助金	50,000円／ 地区	地区民児協活動経費として補助
	4,000円／人	
生活福祉資金民生委員活動費	2,000円／人	地区に生活福祉資金にかかる活動経費を交付

◇参考：互助事業給付（退任時に民生委員個人に給付。他に死亡弔慰金、災害・傷病見舞金等あり）

互助共助給付(市民児協)	3,600円／ 3年以上	以降、在任期間1年ごとに1,200円を加算
互助共助給付(全民児連)	3,000円／ 9年未満	在任期間3年を超える退任者
	5,000円／ 15年未満	
	7,000円／ 15年以上	

【番外編】

7 民生委員を退任して思うこと

<民生委員活動からの贈り物>



民生委員の役割の一つに「つなげること」があります。福祉支援を必要としている人や情報を専門機関や専門職、関係機関、関係団体等へつなぎます。

福祉情報は民生委員対象に繰り返し実施される研修や定期的な配布資料、暮らしのガイドや広報、民児協定例会などで得ることができます。各窓口担当の方々のプロの視点からの貴重なアドバイスもあります。

場合によっては、ご近所の気づきや協力が大きな力になり、支援とは「思いやりを持ってつなげることに尽きる」と実感させられることが多くありました。

いずれの例も、「何とかお役に立ちたい」との思いが道を開くと言っても過言ではありません。

地域には民生委員の力不足を補い、励ましてくださる温かい気持ちの方がおられることを知りました。

民生委員でなければ得られなかった様々な「つながり」を経験とともに手に入れられましたが、それらが退任した今も、私を育て支えてくれています。

その大きな要因の一つは「人とのつながり」にあります。

地域であいさつを交わす方が増えていること、あいさつだけのつながりだった方と福祉支援を機会に信頼関係が育てられ、旧知の仲のように人生の先輩としてのアドバイスや励ましをくださっていること、子育て支援事業中に腕の中で眠っていた坊やの制服姿のあいさつや、複数の福祉関係者の支援を受けてスキルアップを実現した障害のある女性の折に触れての報告など、嬉しいことは限りがありません。

民生委員活動でいつの間にか蓄積されていた福祉情報が、友人知人に役立っていることもあります。

学習の機会や人とのつながりを重ねていたことに気づき、感謝の念を禁じえません。

「ゆりかごから墓場まで」は、社会保障制度の充実を形容する言葉で、第二次世界大戦後のイギリスにおける社会福祉政策のスローガンです。

行き届いた社会保障を表す標語で、出生から死亡までの人の一生のあらゆる事故や出費に対して生活保障をすることとして広く知られている言葉であり、日本を含む各国の社会保障政策の指針となっています。

民生委員活動が、支援を必要とする方々と地域と共にあり、見守ることを常とするならば「ゆりかごから墓場まで」のスローガンの一端を担えるのだと思いました。

南永田山王台地区 川井 則子

< 民生委員の気持ちや思い >

現役の民生委員のころ「清水さんの話は暗い話ばかり」と友人に言われました。それはそうです。民生委員の所へは、ハッピーな話より、困った悩みで相談に来られる方が多いのですから。その相談やお悩みは、行政や地域の方々の協力を得て良い具合の解決へと導きます。そして相談に来られた方から明るい笑顔と共に「ありがとう」の言葉をもらった時、「お役に立てたのかな」と、民生委員をやっていて良かったなと思います。

問題解決は一人では行えません。周りのいろいろな人たちから知恵と力をお借りします。それは私の蓄えとなりました。

地域の見守りや高齢者等への安否確認の訪問活動は「人との出会い」であり、「ふれあい」です。人生の喜びは、人間同士の暖かい「ふれあい」でしょうか。

「あんた、どうしていたの？ 顔が見えないから心配していたよ」と、毎月の訪問活動をしているお年寄りから逆に尋ねられて笑い合いました。お互い様のお付き合いです。

この明るい「ふれあい」は、今の、そしてこれから先も、「私の宝」となっていくことでしょう。

寿東部地区 清水 都



<民生委員を退任して思うこと>

民生委員になってほしいとお話きたとき「大変だ」という思いと「母の介護」と「介護の仕事をしていた」ということから、何年もお断りをしてきました。

その後、近所の民生委員の方が身体を壊されたので、今度は引き受けるしかないと思い、思い切って引き受けました。

民生委員になってみて、今まで「ほとんど地域の方々を知らなかった」という事を実感しました。

お会いしてからコミュニケーションがとれるまで少し時間がかかりましたが、日々の活動を重ねていくと、お会いしたときなど挨拶をかわすようになりました。

困りごとを一緒に考えたり、地域ケアプラザに繋げたりと、私もたいへん勉強になりました。

いろいろな方とお会いし、お話を伺うことが楽しい時間で、「やって良かった」と思いました。

しかし、少し前は、生活保護を受けている方の書類が届いたり、生活福祉資金を借りた方の関係書類が届いたり、その方を一年に一回訪問して近況報告を受けなければならないなど、個人情報満載で、お金も話でもあり、正直ちょっと気が重いこともありました。

最近の民生委員活動では、仕事を持っている方でも土日や自分の空いている時間で訪問するなど対応してきました。

自分の生活を大事にしながら、いろいろと工夫して対応することができます。

もしあなたに、地域の方から「民生委員になってほしい」とお声がかかりましたら、是非、引き受けていただきたいと思います。

なにより、「自分が住んでいる町」のことが分かるようになりますし、いずれ自分もお世話になるかもしれません。

本大岡地区 鶉飼 和子

<民生委員を退任して思うこと>

2004年『民生委員って何?』、まったくの無知でしたが民生委員、児童委員をお受けしました。

当時、訪問をしながら見守りをする高齢者の数は今の半分程度でしたが、同じ地域の方々なのに顔見知りの方は数人でした。

訪問時、玄関先で『お変わりありませんか?お元気ですか?』と安否確認をするのですが、あこがれの歌手の話、政治の話、不満ばかりのおしゃべり、病気、テレビ、季節の話など、さまざまなことに耳をかたむけてきました。

そんな話の中から『つなぎ役』として、行政・地域包括センターなど関係機関と連携するときも、特に『安全、安心』に心がけてきました。

訪問先の方から色々な頼みごとをされることがありました。その時は『ヘルパーさんの仕事をとってはいけない』とお断りすることがありました。

常にボランティア精神を忘れず取り組んでいく中、本当はお手伝いをしてあげたいのですが、『これは民生委員の役割ではない』とお断りをするのが悩みの一つとなっていました。

また別の訪問先の方からお話を聞いていると、『あーこんな歳の取り方ができたらいいなあ』『そんなとき、どうするかな?』などと教えられることもたくさんありました。

『研修会』『他地域との交流会』などにも出席させていただき、訪問するときの会話に役立つ情報が得られました(知ったかぶりだったかも?)。

小・中学校の入学式、卒業式などにも出席し、地域の子供たちの成長を楽しく見守ることができました。

また、多くの方々と知り合い、地域の行事にも参加してさせていただきました。

これからもこの地域で生活を続けていく上で、これまでの様々な経験が、私の大きな財産を積み立ててきてくれた様に思われます。

『民生委員って、忙しくて大変でしょ』と心配してくださる方が多くいます。

私事ですが、習い事を4つ、ボランティアまがいの活動を5カ所、月1回のコンサート、隔月の観劇と出歩きなどこなしてきました。

民生委員は忙しいと思われても当然ですね。

それでも私生活を崩さず、民生委員に携われたことに感謝しております。

ありがとうございました。

六ツ川大池地区 藤澤 尚子

8 民生委員川柳



民生委員・児童委員の気持ちを ～川柳✍️～ にしてみました。

私たちは、お世話をしているのではなく、お世話をさせていただいています。
こんなにも人生を豊かにしていただき、貴重な経験をさせていただき、そして何よりも
たくさんの方にお会いさせていただき、本当にありがとうございます。

ランドセル 似合っているよと 声かける

「こんにちは」 つもる話に 花が咲く

街角で 笑顔で交わす 元気かな

訪問で 笑顔をくれる お年寄り

大丈夫 いつもあなたに 寄り添うよ

「こんにちは」 笑顔で交わす 大丈夫

また来ると 笑顔で交わす また来てね

民生と 仕事と家庭で 三刀流

「ありがとう」 感謝の声で 元気です

よく来たね あなたは誰と 尋ねられ

困ったら 相談してね 民生に

学校に あなたの居場所 あるんだよ

ぜひ作ろう 地域の中の 顔見知り

話してよ 聴いた相談 繋げるよ

おせっかい？ ごめん ほおっておけないの

ありがとう 会えて嬉しいは 私もよ

道端で 思いもよらず 会話する

<自治会町内会へのお願い>



○なるべく（地区連合町内会）自治会町内会の定例会に民生委員を参加させていただき、活動の報告を受けてください。（※個人情報は除く）
民生委員活動への理解が深まると同時に地域の福祉課題等が把握できます。

○是非、区連自治会町内会、地区連自治会町内会の定例会などでも、民生委員候補者選出の取り組みや選出方法等について意見交換をしてください。

【問合せ先】

南区民生委員児童委員協議会事務局
(南区福祉保健課運営企画係)

電話 341-1181